

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年2月10日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を必要としたもの | 3件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000157号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000063号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年12月6日、標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成25年12月6日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成25年12月6日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月

年金事務所からのお知らせ文書によりA社における請求期間の賞与の記録が無いことがわかった。私は、平成25年10月に同社に入社し、請求期間において賞与が支給されたので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成25年12月分賞与支給台帳により、請求者は、請求期間において事業主から賞与が支給され、賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給台帳により確認できる賞与額及び保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A社から提出された請求者に係る社保賞与支払情報加除訂正画面を印字した資料、B健康保険組合から提出された請求者に係る適用情報検索画面を印字した資料及びC銀行D支店から提出された請求者の普通預金元帳により、平成25年12月6日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与について厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して届出し、保険料についても納付した旨回答している。しかしながら、請求者に当該賞与の記録は無い上、日本年金機構E年金事務所から提出されたA社の請求期間の賞与に係る「健康保険厚生年金保険磁気媒体届書総括票」及び「磁気媒体届書内容照会（被保険者賞与支払届）」により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の受付年月日は平成25年12月27日であることが確認でき、当該賞与支払届は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得に係る処理が行われた平成26年3月20日より前に提出されていることが確認できることから、年金事務所は、請求者の請求期間の賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000204号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000064号

第1 結論

請求者のA社における平成24年5月25日の標準賞与額を150万円、平成25年6月10日の標準賞与額を64万円に訂正することが必要である。

平成24年5月25日及び平成25年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成24年5月25日及び平成25年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年5月25日
② 平成25年6月10日

A社から支給された請求期間①及び②に係る賞与について、保険料が控除されていたが、国の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成23年度及び平成24年度の業績報酬に係る明細書、平成24年分及び平成25年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、平成24年5月25日及び平成25年6月10日を支払日とする業績報酬支払計算書、同社の回答、請求者から提出された平成23年度及び平成24年度の業績報酬に係る明細書並びにB銀行から提出された請求者の請求期間①及び②に係る取引推移一覧表により、請求者は、請求期間①については220万円の賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険法で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく保険料を、請求期間②については64万円の賞与が支給され、当該賞与から賞与支給額に見合

う標準賞与額に基づく保険料を事業主によりそれぞれ控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された平成 23 年度及び平成 24 年度の業績報酬に係る明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、請求期間①は上限額の 150 万円、請求期間②は 64 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000206号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000065号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA事業所における請求期間①の標準賞与額を28万7,000円、請求期間②の標準賞与額を23万6,000円、請求期間③の標準賞与額を19万7,000円、請求期間④の標準賞与額を25万7,000円、請求期間⑤の標準賞与額を19万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年8月5日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年8月4日

私は、請求期間①から⑤までにおいて、A事業所から賞与を支給され、保険料を控除されていたが、国の記録では、請求期間①から⑤までに係る賞与の記録が無い。

以前に訂正請求を行ったところ、賞与支給額及び保険料控除額が確認できなかったことから年金記録の訂正は認められなかったが、請求期間①から⑤までの賞与に係る給与支給明細書(以下「賞与明細書」という。)が見つかった。

当該賞与明細書を提出するので賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業主から提出された同僚の賃金台帳により、請求者は請求期間①から⑤までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から請求期間①は28万7,000円、請求期間②は23万6,000円、請求期間③は19万7,000円、請求期間④は25万7,000円、請求期間⑤は19万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。